

枚方市空家等対策協議会傍聴要領（案）

平成 年 月 日
枚方市空家等対策協議会決定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、枚方市空家等対策協議会（部会を含む。以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第 2 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（1）枚方市情報公開条例（平成 9 年枚方市条例第 23 号）第 6 条に規定する情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議

（2）公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 協議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（傍聴の手続き等）

第 3 条 傍聴をしようとする者は、開会予定時刻の 30 分前から開会予定時刻の 5 分前までの間に、開催場所の受付に「傍聴申込書」を提出しなければならない。

2 傍聴者の定員は、会場等の都合により、会長が決定する。

3 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により決定する。

（傍聴できない者）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（1）銃などの危険物を携帯している者

（2）張り紙、ビラ、掲示板、旗、のぼりなどを携帯している者

（3）笛や太鼓など音の出るものを携帯している者

（4）酒気を帯びていると認められる者

（5）前各号に定めるもののほか、審議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第 5 条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと

（2）発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（3）張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと

（4）飲食、喫煙等をしないこと

(5) 協議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと

(6) 前各号に定めるもののほか、審議の妨害となるような行為をしないこと

(会場秩序の維持)

第 6 条 傍聴者が前条の遵守事項に違反していると認められる場合において、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(資料の閲覧)

第 7 条 当該会議の次第、提出資料等については、原則として傍聴者の閲覧に供するものとする。

(その他)

第 8 条 この要領及び枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

＜参考資料＞

枚方市情報公開条例（抜粋）

第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧することができると思われる情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

(2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報

ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

(4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの